

サービス利用までの流れ

① サービス利用の申込み

障害福祉課または市内の特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所に相談します。



② 申請をします

障害福祉課に申請をします(相談支援専門員による代行も可能です)。



③ サービス等利用計画案の作成依頼

作成をお願いしたい特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所を決定します。また、セルフプラン(自己作成)もできます。



④ 認定調査を行います

調査員がご本人の身体状況や生活状況についての調査を行います。

⑤ 障害程度区分の決定

審査会でご本人の障害程度区分が決定します(訓練等給付の場合はなし)。



⑥ サービス等利用計画案の提出

③で作成した計画案を障害福祉課へ提出します。



⑦ サービス利用の支給決定

障害福祉課から支給決定のお知らせ(通知)を行います。



⑧ サービス担当者会議の開催

本人、家族および関係者を交えた会議を開催します。会議を踏まえて新しいサービス計画を作成します。



⑨ サービス利用の開始となります

相談支援専門員とは・・・

埼玉県主催の専門の研修を受けた障害福祉分野における専門の相談員です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

